

## 令和6年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和7年3月21日（金） 16時00分開会  
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

|     |        |
|-----|--------|
| 教育長 | 原之園 哲哉 |
| 委員  | 前田 圭子  |
| 委員  | 福元 佑子  |

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

|              |        |               |        |
|--------------|--------|---------------|--------|
| 管理部長         | 小村 真二  | 教育部長          | 佐土原 隆  |
| 教育DX担当部長     | 木田 博   | 総務課長          | 九反 大介  |
| 学校整備室長       | 岩坪 秀樹  | 施設課長          | 久保 浩一  |
| 文化財課長        | 圖師 みゆき | 美術館副館長        | 谷口 雄三  |
| 図書館副館長       | 小城 裕子  | 学務課長          | 鶴田 紋太郎 |
| 学校教育課長       | 竹下 直大  | 学校ICT推進センター所長 | 池田 伸一  |
| 保健体育課長       | 山口 伸一  | 青少年課長         | 吉元 利裕  |
| 生涯学習課長       | 西國原 学  | 少年自然の家所長      | 唐仁原 宏樹 |
| 中央学校給食センター所長 | 濱田 有希  |               |        |

◇ **書記**

|       |       |       |        |
|-------|-------|-------|--------|
| 総務課主幹 | 圓若 正行 | 総務課主査 | 上堀内 啓太 |
|-------|-------|-------|--------|

## ◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

### 公開

- |            |                                             |
|------------|---------------------------------------------|
| 定第 5 8 号議案 | 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件              |
| 定第 5 9 号議案 | 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件                         |
| 定第 6 0 号議案 | 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定一部改正の件                    |
| 定第 6 1 号議案 | 鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件             |
| 定第 6 2 号議案 | 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件                        |
| 定第 6 3 号議案 | 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件                  |
| 定第 6 4 号議案 | 鹿児島市美術館施行規則一部改正の件                           |
| 定第 6 5 号議案 | 鹿児島市立学校職員懲戒等審査委員会規定一部改正の件                   |
| 定第 6 6 号議案 | 鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則一部改正の件                  |
| 定第 6 7 号議案 | 鹿児島市立学校職員安全衛生管理規定一部改正の件                     |
| 定第 6 8 号議案 | 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則の件 |
| 定第 6 9 号議案 | 鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則一部改正の件                     |
| 定第 7 0 号議案 | 鹿児島市指定文化財の指定に関する件                           |
| 報告事項(2)    | 令和 6 年度鹿児島学力・学習状況調査の結果について                  |
| 報告事項(3)    | 市議会関係の審議等について                               |

### 非公開

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 報告事項(1)    | 校舎建替基本計画について          |
| 定第 5 7 号議案 | 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件 |

- 6 その他
- 7 閉 会

## ◇ 会議要旨

### 1 開会

教育長      ただいまから、令和6年度第12回教育委員会定例会を開会します。

### 2 会議成立の宣言

教育長      議事に入ります。本日は、津曲委員と岡本委員が欠席していますが、定足数に達していますので、会議は成立しています。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

### 3 会議録署名者の指名

教育長      本日の会議録署名は、私と前田委員で行います。

### 4 会議の公開等について

教育長      会議の非公開についてですが、本日審議する14の議案及び3つの報告事項のうち、報告事項(1)は、意思形成過程の案件のため、非公開とし、定第57号議案は、職員の人事異動に関するもののため、非公開で傍聴を禁止し、関係部課長のみの出席とする取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長      ご異議もないので、そのように取り扱います。それでは、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いします。傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局(企画調整係長)      傍聴及び撮影を希望される方が1名いらっしゃいます。傍聴希望者の住所及び氏名を読み上げます。

教育長      事務局から傍聴希望者の読み上げがありました。希望者の傍聴及び撮影を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長      ご異議もございませんので、傍聴及び撮影を許可することとします。事務局は傍聴人を入室させてください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- 5 定第58号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
- 定第59号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件
- 定第60号議案 鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規定一部改正の件
- 定第61号議案 鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

教育長 定第 58 号から 61 号議案については、規則の改正についての議案になりますので、主な改正概要が重複しますので、一括して総務課長から説明をお願いします。

事務局（総務課長） 3 ページをお願いします。定第 58 号議案、鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正について、定第 59 号議案、鹿児島市教育委員会公印規程一部改正について、定第 60 号議案、鹿児島市教育委員会教育長事務決裁規程一部改正について、定第 61 号議案鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正については、令和 7 年 4 月 1 日の組織機構の整備及び育児短時間勤務制度の導入に関連することから、一括してご説明します。前回の定例会において、市長から意見を求められました関係条例の一部改正の中でご説明しましたが、令和 7 年度の組織整備における学校整備推進担当部長及び桜島学校教育担当課長の配置、青少年課の廃止及び児童生徒支援課の設置に伴い、必要な事務分掌等を定めるほか、職員の育児短時間勤務制度の導入に伴い給与関係の規定を整備するなど、関係規則等について必要な改正を行っています。なお、改正内容及び新旧対照表は 3 ページから 17 ページに記載していますので、お目通しください。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。  
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第 58 号から 61 号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第 62 号議案 鹿児島市立科学館条例施行規則一部改正の件**

**定第 63 号議案 鹿児島市立ふるさと考古歴史館条例施行規則一部改正の件**

**定第 64 号議案 鹿児島市立美術館条例施行規定一部改正の件**

教育長 定第 62 号から 64 号議案については、規則の改正についての議案になります。主な改正概要を総務課長が説明し、その他の改正について、美術館副館長が続けて説明をお願いします。

事務局（総務課長） 18 ページ以降になりますが、定第 62 号議案から 64 号議案までについて、主な改正概要については 70 歳以上の者に対する全庁的な減免手続の見直しに伴い、文言の整理を行うものです。具体的には、書面の

ほか、デジタル市民証についても認めるものです。施行日については、市長事務部局等にあわせ、令和7年3月24日としています。以上です。

事務局（美術館副館長）　引き続き、美術館からご説明します。25ページをご覧ください。ただいまの観覧料等の減免手続きの改定に加え、美術館では附属設備使用料及び撮影等手数料も改定し、令和7年4月1日から施行するものです。以上です。

教育長　　いまの説明について、何かご質問等はございませんか。  
（なしの声あり）

教育長　　なければ、定第62号から64号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

教育長　　ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 定第65号議案　鹿児島市立学校職員懲戒等審査委員会規定一部改正の件

**原案可決**

教育長　　定第65号議案について学務課長、説明をお願いします。

事務局（学務課長）　28ページをご覧ください。定第65号議案、鹿児島市立学校職員懲戒等審査委員会規程一部改正の件について、ご説明します。鹿児島市立学校職員懲罰等審査委員会規程一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び第2項の規定に基づき、委員会の組織を別紙のとおり改正するものです。29ページをご覧ください。改正理由ですが、組織機構の整備に伴い、関係条文の整理をするものです。具体的には、30ページをご覧ください。左側枠内にありますように、現行では、第4条3（6）教育部青少年課長は、中央の枠内の改正案では、教育部児童生徒支援課長へ改正します。以上です。

教育長　　ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。  
（なしの声あり）

教育長　　なければ、定第65号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

教育長　　ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 定第66号議案　鹿児島市立学務体育施設の開放に関する規則一部改正の件

教育長 定第 6 6 号議案について保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） 3 1 ページをご覧ください。定第 6 6 号議案、鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則一部改正の件について、ご説明します。改正理由としては、3 2 ページに記載のとおり、鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則に基づき、体育館等の管理を行っていた管理指導員を廃止し、利用責任者を置くことに伴い、規定を整備するものです。施行日は、令和 7 年 4 月 1 日です。3 3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条関係で、これまで管理指導員が処理すべきとしていた事項について、運営協議会が処理する事項として（4）に追加します。第 4 条関係で、管理指導員を廃止し、代わって利用責任者に係る事項を規定します。第 9 条関係で、管理指導員に係る事項を、運営協議会に係る事項に改正します。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第 6 6 号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 定第 6 7 号議案 鹿児島市立学校職員安全衛生管理規定一部改正の件

教育長 定第 6 7 号議案について保健体育課長、説明をお願いします。

事務局（保健体育課長） 3 4 ページをご覧ください。定第 6 7 号議案、鹿児島市学校職員安全衛生管理規定一部改正の件についてご説明します。改正理由としては、書式の整理に伴い厚労省や県の様式に準じたものとするとともに、令和 2 年 7 月 7 日付、総務省自治行政局通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」を受け、申請書類の押印見直しに伴い、規定に定める申請様式の改正を行うものです。施行日は、令和 7 年 4 月 1 日です。3 8 から 4 1 ページの新旧対照表をご覧ください。3 8 ページの第 5 条関係の様式第 1、3 9 ページの 6 条関係の様式第 2、4 0 ページの 1 0 条関係の様式第 4 については押印の廃止を行うもので、4 1 ページの 1 2 条関係の様式第 6 については健康診断項目や報告内容を厚労省や県に準じた様式に整理するとともに、押印の廃止を行うものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

（なしの声あり）

教育長      なければ、定第 6 7 号議案については、原案どおりとすることでご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

教育長      ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第 6 8 号議案  鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館  
条例の施行等に関する規則一部改正の件**

**定第 6 9 号議案  鹿児島市生涯学習プラザ条例施行規則一部改正の件**

**原案可決**

教育長      定第 6 8 号と 6 9 号議案については、規則の改正についての議案になり、  
主な改正概要が重複しますので、生涯学習課長から一括して説明をお願いします。

事務局（生涯学習課長）    2 つの議案について一括でご説明します。4 2 ページにあ  
ります、定第 6 8 号議案、鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに  
鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件です。改正理由に  
ついては、4 9 ページにありますとおり、公民館条例の一部改正に伴い、適  
正な受益者負担と市民負担の公平性を確保するため、4 3 ページの公民館  
のピアノ等の各設備の使用料について、条文や様式などの整理を行うもの  
です。施行日は 7 年 4 月 1 日から、改定後の使用料の適用は 1 0 月 1 日以降  
の使用からとなります。5 0 ページから 6 1 ページは、新旧対照表になりま  
すので、ご覧ください。6 2 ページ、定第 6 9 号議案、鹿児島市生涯学習プ  
ラザ条例施行規則一部改正の件です。改正理由については、7 1 ページにあ  
るとおり、設備等の使用料の整理を行うとともに、先程の公民館と同様にピ  
アノや舞台設備等の使用料についても、合わせて条文や様式などの整理を  
行うものです。施行日についても 7 年 4 月 1 日から、適用については 1 0 月  
1 日以降の使用からとなります。7 2 ページから 8 5 ページは、新旧対照表  
になります。以上です。

教育長      ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員      このピアノなどの利用料は新設になりますか。

事務局（生涯学習課長）    今回の使用料等については、全庁的に見直しがあり、それ  
に合わせた形で各施設にある設備等も上限を定めて改定するものです。

教育長      新設ではなくて改定ということですか。

事務局（生涯学習課長）    改定になります。

委員      これまで公民館ごとに定めていたということですか。

事務局（生涯学習課長）    そうです。公民館は 1 4 館あり、各公民館で設定が異なっ  
ていたところを、今回できるだけ統一する形にしたということです。

委員 例え、事前の申し込みが7月以降、8月に申し込みをした方は、申し込んだ時点と利用料が変わったりしますか。

事務局（生涯学習課長） 適用が10月1日からですので、10月1日以降の利用については10月1日から、9月までの利用については現在の使用料になります。

委員 例え、予約は、何か月前までなどがありますか。

事務局（生涯学習課長） 公民館等については、半年前あるいは3ヶ月前などがありますが、その部分についても、いつ使用するかの日付が10月1日以降か、9月30日までなのかの違いです。9月30日までは現在の料金になります。

委員 新しい料金を知らずに申し込んだ10月以降の利用者の中で、6か月より前になるため、新しい料金を知らずに申し込んだ方はいないということでしょうか。

事務局（生涯学習課長） その点は、申し込む際に、料金額が変わるということを事前に説明すること、また、これからも料金表がこのように変わるということを、周知徹底していく計画にしています。

教育長 現時点では、10月以降の予約をしている人はいないということですか。

事務局（生涯学習課長） 今のところはそうです。

教育長 ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第68号と69号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 定第70号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件

**原案可決**

教育長 定第70号議案について文化財課長、説明をお願いします。

事務局（文化財課長） 86ページをお願いします。定第70号議案、鹿児島市指定文化財の指定に関する件についてご説明します。鹿児島市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、小田派諸工匠の鐺を市指定文化財に指定しようとするもので、種別は有形文化財の工芸品、所在地は県歴史・美術センター黎明館、所有者は鹿児島県です。87ページをお願いします。市の文化財審議会からの3月14日付け答申文の写しで、市指定文化財に指定することについては、適当であると認める旨の答申をいただきました。88ページをお願いします。（5）にあるとおり小田派諸工匠の鐺24枚は、昭



和49年3月15日に市の有形文化財として指定されていますが、以前の所有者から県に寄贈された際に、新たな鐺が確認されたため、追加指定及び名称変更を行うものです。近世薩摩の金工界、金工というのは金属に細工をするという意味ですが、その中でも刀に付ける道具等については、小田派・知識派など諸派ありますが、小田派は、その代表格とされ谷山地区に移住しており、時代的には江戸時代の元文頃から文政・天保頃、西暦では1740年頃から1840年頃までの歴代の鐺が含まれています。小田派は、薩摩鐺に特徴的な鉋豆や龍虎など力強い独特な図柄の鐺が多く、人気が非常に高く、とりわけ初代と二代は抜群の技量であったとされています。今回新たに確認された鐺は、初代直香のものが2点、二代直教の5点など、初代から四代までの12点、その他3点となっており、すでに指定されている鐺と比較しても文化財的価値は遜色ないとされています。現存する小田派の鐺は、銘入りの作品が少ないのですが、これらは銘、名前入りの作品が充実していて、質・量ともに見事に揃っており、小田派の全容を語ることができる貴重な資料であり、市指定文化財として十分な価値を有していることから、指定したいと考えています。以上です。

教育長      ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員          現在、黎明館にあるということですが、観覧できる状態になっているかご存知でしたら教えてください。

事務局（文化財課長） 黎明館でも、常設ではありませんが、企画展などでご覧いただけるような形をとってくださるということです。

委員          指定に異論はないですし、せっかくこういう貴重なものがあるということなので、県と協力して広報していただければと思います。

教育長      ほかに何かございませんか。

（なしの声あり）

教育長      なければ、定第70号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長      ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 報告事項(2) 令和6年度鹿児島学力・学習状況調査の結果について

教育長      報告事項（2）について学校教育課長、説明をお願いします。

事務局（学校教育課長） 89ページ、報告事項（2）をご覧ください。令和6年度鹿児島学力・学習状況調査の結果について、報告します。本調査は、県教育委員会が今年1月に、県内全ての公立小・中学校に実施したものです。1の（1）の調査の趣旨にありますように、これまで行われてきた指導方法の工

夫改善のための調査に加えて、児童生徒が、自らの学力や学習の状況を瞬時に振り返り、自分自身の学習への活用と、さらなる情報活用能力の育成することを目的として、本年度初めてＣＢＴ、いわゆるコンピュータによる調査で実施されました。対象は、これまで通り小学校５年生及び中学校の１・２年生です。調査の内容、実施日は、(３)、(４)に書いてあるとおりです。次の２、調査の結果をご覧ください。(１)については、各教科の平均正答率を教科・学年ごとに、知識・技能・思考・判断・表現、全体に分けて市の平均正答率と県との差を示しています。網掛けをしています全体の欄をご覧ください。昨年度は、小学校の社会と算数、中学校の社会で、県平均を下回りましたが、本年度は、小・中学校とも、全ての教科、観点で、県平均を上回りました。しかしながら、中２の社会や、中１、中２の数学で、正答率が５０％を下回る状態であったことから、引き続き、各教科で、自分で考えて判断し、表現する力を伸ばしていく授業改善を進めていく必要があると考えています。９０ページをご覧ください。(２)には、今申し上げたことを記載しています。次に(３)をご覧ください。中１数学の問題を一つ紹介します。問題の特徴としては、単に数式を活用して計算する問題ではなく、日常生活の場面で伴って変わる二つの数量、例えばこの問題では、道のりと時間の関係を見つけ出して、それらの関係性をグラフから考察して変化や対応の特徴を考える、いわゆる思考力・判断力・表現力を問う問題となっています。３の今後の取組としては、まず成果が見られた本市内の学校の取組事例の収集を行います。その事例を全学校へ配布し、指導法改善に努めていきたいと思います。指導のポイントをまとめた冊子を作成して、管理職研修会や校内研修等において引き続き指導を行っていきます。また、調査結果の概要については、今後、市のホームページや各学校で公表することとなります。以上です。

教育長      ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。  
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

### **報告事項(3) 市議会関係の審議等について**

教育長      報告事項(３)について管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長)      ９１ページをお願いします。報告事項(３)、市議会関係の審議等について、ご説明します。令和７年第１回市議会定例会が、２月１０日から本日３月２１日まで開催されました。本会議での主な質疑としては、教育委員会の組織整備、明和校区における義務教育学校の設置、市立高校の現状と課題、新学校給食センターの整備などがありました。常任委員会では、新給食センターＰＦＩ導入可能性調査やいじめの重大事態の終了等などを行

いました。また、すでにご承知かと思いますが、教育長の再任について議会の同意がなされ、正式に決定したところです。以上です。

教育長     ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。  
(なしの声あり)

教育長     公開案件は、以上となります。それでは、これから非公開案件の議案審査に入りますので、傍聴人の方はご退席ください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 報告事項(1) 校舎立替基本計画について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 定第57号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

**原案可決**

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

#### 6 その他

教育長     事務局に代わりまして、私の方から次回の日程についてご連絡します。次回の教育委員会定例会は、4月24日16時から、教育総合センター2階女性第一・第二研修室で開催を予定しています。以上です。

#### 7 閉会

教育長     以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】